

松本市諮問第 5号

平成21年5月8日

松本市国民健康保険運営協議会

会 長 大 澤 徳 次 様

松本市長 菅 谷 昭

松本市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

国民健康保険財政の安定化を図るため、国民健康保険税基礎課税分（医療分）の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額並びに保険税を減額する額について、それぞれ別紙のとおり改正することについて、貴協議会の意見を求めます。

(別紙)

1 保険税率の改正 (第3条～第5条)

(1) 基礎課税分

ア 所得割額 100分の6.5を100分の7.2に改める。

イ 均等割額 13,200円を1,200円引上げて14,400円に改める。

ウ 平等割額 特定世帯以外の世帯 16,500円を1,500円引上げて18,000円に改める。

特定世帯 8,250円を750円引上げて9,000円に改める。

2 保険税の減額する額の改正 (第22条)

(1) 基礎課税分6割軽減世帯の減額について

ア 均等割額 7,920円を720円引上げて8,640円に改める。

イ 平等割額 特定世帯以外の世帯 9,900円を900円引上げて10,800円に改める。

特定世帯 4,950円を450円引上げて5,400円に改める。

(2) 基礎課税分4割軽減世帯の減額について

ア 均等割額 5,280円を480円引上げて5,760円に改める。

イ 平等割額 特定世帯以外の世帯 6,600円を600円引上げて7,200円に改める。

特定世帯 3,300円を300円引上げて3,600円に改める。

3 保険税の改定率

上記の保険税の改正に伴う平均改定率は、5.8%とするものです。

4 改正の理由

別紙1のとおり

5 改正の時期

平成21年4月1日

(別紙1)

国民健康保険税（医療分）の改正理由について

1 国民健康保険の概要

- (1) 国民健康保険(国保)は、国民皆保険体制の中核として極めて重要な役割を担って来ましたが、被保険者の高齢化・負担能力の低下に加え、医療費は年々増加傾向にあり厳しい財政状況にあります。
- (2) このような中で、保険者である本市は、国保税の収納率向上に向け、休日や時間外の納税相談をはじめ、臨戸訪問など、税収の確保に努めているところであります。

2 国民健康保険特別会計の財政状況

- (1) 本市の国保特別会計は、平成15年度に赤字決算となったことから、平成16年度に保険税の引き上げを行い、同時に急激な税の負担増加を緩和するため、5億200万円ずつ18年度まで3年間、合計15億600万円を一般会計から特例繰入を行いました。
- (2) このため、平成16年度から平成18年度は黒字となり、この繰越金により19年度は、形式収支では約7億6,000万円の黒字となり、平成20年度においても、約2億円の黒字が見込まれますが、単年度収支においては大幅な赤字が見込まれます。
- (3) さらに平成20年度は、後期高齢者医療制度が施行され、75歳以上の高齢者約2万2,000人が国保から新制度に移行し、また、昨年末からの急激な景気の悪化により国保税の収納率が低下し、減収に拍車をかけています。
- (4) 平成21年度では、形式収支においては約2億1,000万円、単年度収支においては約4億2,600万円の赤字が見込まれ、大変厳しい財政運営を強いられることが考えられます。
- (5) 一方、国庫負担金や療養給付費交付金等の特定財源は、給付額等の支出に応じて交付されるもので、増額を求めることができません。

3 税率改正の必要性

こうしたことから、保険税率の改定をもって、国保財政の均衡を図る必要があります。しかし、赤字分を全額保険税に求めると大幅な増税になってしまいます。

本来、国保財政は独立した会計としての運営を原則とするものでありますが、上記のような情勢を考慮し、県下他市の改定状況も参考とする中で、保険税率の引上げを行うとともに、急激な税の負担増加を緩和するために、一般会計からの繰入を行うことが妥当と考えます。

4 保険税率の改正

(1) 改正の方針

平成 21 年度においては、今後の景気の動向や制度改正等の財政に与える影響を見ていく中で、国民健康保険税基礎課税分（医療分）を次のように改正しようとするものです。

なお、後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、収支の均衡が保たれている等の理由から改正は行わないものとします。

(2) 改正内容

ア 基礎課税分（医療分）

| 区 分 | | 現 行 | 改 正 | 引上額 |
|-----|----------|---------|---------|--------|
| 応能割 | 所得割額の率 | 6. 5% | 7. 2% | 0. 7% |
| 応益割 | 被保険者均等割額 | 13,200円 | 14,400円 | 1,200円 |
| | 世帯別平等割額 | 16,500円 | 18,000円 | 1,500円 |
| | 〃（特定世帯） | 8,250円 | 9,000円 | 750円 |

イ 減額する額の改正

| 区 分 | | 現 行 | 改 正 | 引上額 |
|-------|----------|--------|---------|------|
| 6 割減額 | 被保険者均等割額 | 7,920円 | 8,640円 | 720円 |
| | 世帯別平等割額 | 9,900円 | 10,800円 | 900円 |
| | 〃（特定世帯） | 4,950円 | 5,400円 | 450円 |
| 4 割減額 | 被保険者均等割額 | 5,280円 | 5,760円 | 480円 |
| | 世帯別平等割額 | 6,600円 | 7,200円 | 600円 |
| | 〃（特定世帯） | 3,300円 | 3,600円 | 300円 |